

## V. プラン実現へ向けて

### (1) 基本的な考え方

本計画に基づく中城村のまちづくりを推進していくためには、村民、事業者、行政がそれぞれの役割を果し、連携しながら、協働による取組みを進めていくことが必要である。

#### 1) 協働によるまちづくりの推進

##### ① 村民主体のまちづくり

まちづくりを進めていくためには、法的な規制だけに頼るのではなく、村民一人ひとりのまちづくりへの意識づくりや、地域で実施できることは地域で取り組むことが重要である。村民がまちづくりの主体であるとの認識に立ち、村民参加により、合意形成を図りながらまちづくりを進めるとともに、村民の自主的なまちづくりを村が支援する仕組みの構築が求められる。

また、村民は自らが居住する地域をより良い地域とするため、地域の住民同士の連携意識を高め、まちづくりに関心を持ち、主体的に係わるよう努めることが必要である。村などが進める都市計画や事業に対して関心を持ち、主な計画や事業に対しては積極的に参加、参画するよう努めるとともに、各種住民団体は、それぞれの持つ知識や経験を活かし、コーディネーターなどの立場から村民・事業者・行政が行うまちづくりの取組みを支援することが望ましい。

##### ② 事業者によるまちづくり

前回の都市計画マスタープラン策定後に、中城村においても多くの住宅地開発、各種産業関連施設、墓地整備、ゴルフ場開発等が行われてきた。

これらの事業者については、村の目指す将来像やまちづくりの理念の理解に努め、定められたまちづくりのルールの中で事業活動を実施するように適切に誘導することが求められる。

また、事業者は事業活動に伴う専門的な知識を活かし、住民や行政と連携・協力しながら、より良いまちづくりへ協力することが望ましい。

##### ③ 行政によるまちづくり

村は、本計画に位置づけた将来像の実現のために、計画的に都市計画等の事業を実施する。また、関連する国、県、周辺市町村、その他公的機関との調整・協力を図り、まちづくりを進める。

また、事業の実施に際しては、費用対効果やライフサイクルコストにも十分配慮しながら計画的に事業の推進を図るものとする。

さらに、村民主体のまちづくりを推進していくため、積極的な情報の提供に努めることで村民の参加・参画を求めるとともに、村民の多様な活動への支援を行う。

## **(2)市街化調整区域のあり方やまちづくり条例**

前章までで述べたように、本村はその大部分を市街化調整区域が占めており、役場移転を契機とした新たな中心部の形成や、順調な住宅ニーズを背景とした人口の増加を今後受け止めるための面的開発等が、現状では非常に困難である。

本計画において位置づけた市街化区域編入を想定する地区は、現段階においてはあくまで候補地であり、今後の社会動向を踏まえ、那覇広域都市計画区域に属する本村の土地利用としての位置づけに基づき、県との継続的な協議が必要であると考ええる。

一方で、市街化調整区域における地区計画の導入についても、開発許可案件等に際して、必要に応じて検討していく。ただし、今後の検討事項ではあるが、導入のための要件が現状では厳しいことから、これについても引き続き県との協議を継続的に行い、同様の課題を有する那覇広域都市計画区域内の市町村と連携を図りながら取り組んでいくこととする。

また、本村単独での議論にとどまることなく、隣接する市町村の土地利用動向を見ながら、市街化調整区域そのもののあり方について検討を進めていくものとする。

さらに、都市計画法の枠組みの中で、良好な農村環境を保全していくという手立てに合せ、本村の土地利用の持つ価値を村民、地域住民と共有することで、極めて自発的な土地利用、さらには景観、環境保全へとつながる取組みを、まちづくり条例のような形で発露することも視野に入れ検討を進める。

## **(3)実現体制の整備**

本計画は、中城村における今後20年間の土地利用や施設整備、交通施策等の都市計画に関するまちづくりの方針をとりまとめたものである。将来像の実現に向けて事業を推進していくためには、都市建設課だけでなく関係各課との連携を図りながら、取り組んでいく必要がある。

また、まちづくりの推進には都市計画分野だけではなく、農業をはじめとした産業、観光振興、教育・福祉といった他の分野との連携による推進も重要な条件である。あらゆる分野の施策が、協働・連携のもと展開されていくことで、将来像の共有に基づく次の時代のまちづくりにつながることが期待される。

## **(4)都市計画マスタープランの進行管理**

### **1)計画的な進行管理**

本計画は、20年後の2037年を目標年次として都市計画の方向性を示すものであるため、今後の各種施策や事業は社会経済情勢などを踏まえつつ計画的に取り組んでいく。そのため、施策・事業の進捗状況の管理や村民意識調査から、定期的に本計画の達成状況の把握を行い、庁内関係各課の連携・調整のもと、PDCAサイクルによる評価・検証を行う。

## 2)都市計画マスタープランの見直し

今後、本村を取りまく社会情勢の変化や、村民のライフスタイルの変化、それに基づく上位関連計画の変更・見直しが行われるなど、本計画の検討時の前提条件と異なる状況が生じることが考えられる。そのため、PDCAサイクルにおける（C）の段階において、必要に応じて本計画の見直しを行い、社会や村民のニーズに応えられる柔軟な対応を図っていく。

特に、新たな市街化区域編入に関しては、那覇広域都市計画区域マスタープランの改定時において、本村の土地利用の位置づけについて、県との継続的な協議を進めるものとする。特に、区域マスタープランの見直しに合わせて、本計画の見直しを併せて実施することも視野に入れるものとする。